

佐賀県規則第7号

佐賀県職員等の旅費支給規則の一部を改正する規則

佐賀県職員等の旅費支給規則（昭和29年佐賀県規則第20号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>（旅費の請求書の種類、記載事項及び様式）</p> <p>第8条 条例第12条第1項に規定する旅費請求書の種類及び様式は、次の区分に従い、当該各号に掲げるところによる。ただし、これにより難い場合は、別に知事が定める。</p> <p>(1) <u>第2号</u>から第5号までに掲げる旅費以外の旅費を請求する場合には、別記様式第2号による旅費請求書</p> <p>(2)～(5) 略</p> <p>2・3 略</p>	<p>（旅費の請求書の種類、記載事項及び様式）</p> <p>第8条 条例第12条第1項に規定する旅費請求書の種類及び様式は、次の区分に従い、当該各号に掲げるところによる。ただし、これにより難い場合は、別に知事が定める。</p> <p>(1) <u>次号</u>から第5号までに掲げる旅費以外の旅費を請求する場合には、別記様式第2号による旅費請求書</p> <p>(2)～(5) 略</p> <p>2・3 略</p>

別記様式第3号中「赴任旅費請求書兼計算書」を「赴任・帰住旅費請求書兼計算書」に、「赴任旅費額」を「旅費額」に、「赴任旅費計算」を「旅費計算」に改める。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後				
<p>別表第1（第8条関係）</p> <p>第1 第8条第1項第1号又は第2号に規定する請求書に添付すべき書類</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <p>1～8 略</p> <p>9 条例第<u>26条</u>に規定する旅費</p> <p>10 略</p> </td> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <p>略</p> <p>旅行中に退職等となったこと、退職等の事由及び退職等に伴う旅行をしたことを証明する書類</p> <p>略</p> </td> </tr> </table> <p>第2～第4 略</p>	<p>1～8 略</p> <p>9 条例第<u>26条</u>に規定する旅費</p> <p>10 略</p>	<p>略</p> <p>旅行中に退職等となったこと、退職等の事由及び退職等に伴う旅行をしたことを証明する書類</p> <p>略</p>	<p>別表第1（第8条関係）</p> <p>第1 第8条第1項第1号又は第2号に規定する請求書に添付すべき書類</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <p>1～8 略</p> <p>9 条例第<u>26条</u>第1項に規定する旅費</p> <p>10 略</p> </td> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <p>略</p> <p>旅行中に退職等となったこと、退職等の事由及び退職等に伴う旅行をしたことを証明する書類</p> <p>略</p> </td> </tr> </table> <p>第2～第4 略</p>	<p>1～8 略</p> <p>9 条例第<u>26条</u>第1項に規定する旅費</p> <p>10 略</p>	<p>略</p> <p>旅行中に退職等となったこと、退職等の事由及び退職等に伴う旅行をしたことを証明する書類</p> <p>略</p>
<p>1～8 略</p> <p>9 条例第<u>26条</u>に規定する旅費</p> <p>10 略</p>	<p>略</p> <p>旅行中に退職等となったこと、退職等の事由及び退職等に伴う旅行をしたことを証明する書類</p> <p>略</p>				
<p>1～8 略</p> <p>9 条例第<u>26条</u>第1項に規定する旅費</p> <p>10 略</p>	<p>略</p> <p>旅行中に退職等となったこと、退職等の事由及び退職等に伴う旅行をしたことを証明する書類</p> <p>略</p>				

附 則

この規則は、令和元年 8 月 1 日から施行する。